

公安捜査隊の編成及び運用について（通達）

〔 最終改正 令和6.3.8 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

この通達は、複雑多様な警備情勢に鑑み、有事に際して迅速な初動捜査及び的確な採証活動並びに公判を見据えた的確な捜査を推進するため、公安捜査隊の編成及び運用について必要な事項を定めたもので、令和2年3月6日から実施しています。